

沿岸広域振興局長告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年2月19日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 釜石遠野線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市栗林町第1地割8番1地先から橋野町第43地割16番1地先まで	新	A m 68.8～8.4	m 1,615.5
		B 82.8～10.0	1,482.7
	旧	A 68.8～8.4	1,615.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 沿岸広域振興局土木部
イ 期間 平成28年2月19日から同年3月22日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 340号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町上有住字二度成木6番4地先から2番1地先まで	新	m 29.2～16.2	m 41.4
	旧	22.2～13.1	41.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
イ 期間 平成28年2月19日から同年3月22日まで